

畜産会

経営情報

NO. 429

公益社団法人 **中央畜産会**
Japan Livestock Industry Association〒101-0021 東京都千代田区外神田 2 丁目 16 番 2 号 第 2 デイ・アイシービル 9 階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL https://jlia.lin.gr.jp/business/manage_info/

令和 7 年 8 月 20 日



主な記事

1 行政の窓

「養豚農業の振興に関する基本方針」のポイントについて

農林水産省畜産局企画課

3 お知らせ

各種交付金単価の公表について

2 行政の窓

新たな家畜及び鶏の改良増殖目標について①

農林水産省畜産局畜産振興課

1 行政の窓

「養豚農業の振興に関する基本方針」のポイントについて

農林水産省畜産局企画課

はじめに

「養豚農業の振興に関する基本方針」（以下「基本方針」という）は、養豚農業振興法（平成 26 年法律第 101 号）に基づき農林水産大臣が定めることとしており、平成 27 年 3 月に策定・公表されました。

基本方針については、「食料・農業・農村基本計画」や「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」のように、おおむね 5 年ごとといった具体的な見直し時期は規定されていないものの、前回の策定から約 10 年が経過し、その間、豚の伝染性疾病の国内外における発生や、配合飼料価格の高騰による生産コストの上昇等、養豚農業をめぐる情

勢が大きく変化していることから、今般、生産者団体をはじめ、さまざまな分野で養豚農業に関わる方々からご意見を聴取し、初めての見直しを行いました。

基本方針の概要

（1）養豚農業の振興の意義および基本的な方向

基本方針に定める事項は、養豚農業基本法第 3 条第 2 項に以下の 7 項目が規定されています。

1 養豚農業の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

- 2 養豚農家の経営の安定に関する事項
- 3 国内由来飼料の利用の増進に関する事項
- 4 豚の飼養に係る衛生管理（以下「飼養衛生管理」という。）の高度化に関する事項
- 5 豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和に関する事項
- 6 安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大に関する事項
- 7 その他養豚農業の振興に関し必要な事項

まず、1の「養豚農業の振興の意義」においては、豚肉は良質なタンパク質の供給源として国民生活に不可欠であること、養豚農業は地域経済の発展と雇用の維持に貢献していること、耕畜連携やエコフィードの活用等を通じた循環型社会の形成に寄与していること等を記載しています。

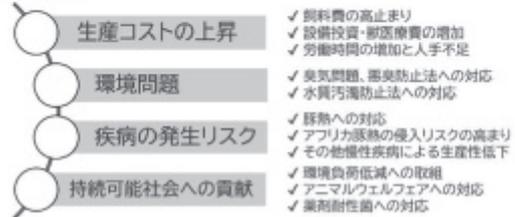
また、課題としては、飼料費に加えて設備投資費や獣医療費等の経費も高い水準にあり経営環境が厳しさを増していること、国内での豚熱の発生拡大やアフリカ豚熱の侵入リスクの高まり、生産性を大きく低下させる要因となる豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS）等の慢性疾病への対策のためのバイオセキュリティの強化の必要性、さらには、持続可能性に配慮した畜産物生産といった新たな観点で、環境負荷低減やアニマルウェルフェア、薬剤耐性菌等への対応が求められてきているなど、前回の基本方針策定後からの情勢変化に伴い生じた課題を新たに記載しています（図1）。

（図1）

養豚農業の意義

- 豚肉は手頃な価格で購入できる良質なタンパク質として国民生活に不可欠
- 多くの関連産業と結びつき、地域経済の発展と雇用の維持に貢献

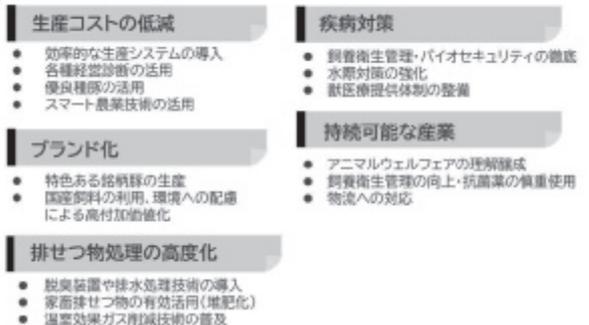
現状・課題



こうした課題への対応として、生産コストの低減や国内由来飼料の利用、排せつ物処理の高度化、伝染性疾病の侵入・まん延防止、ブランド化による販売力の強化等の基本的な方向を示しました。具体的な取組等の内容については2以降の各項目で示していますが、複数の項目に共通する取組も多いことから、（2）以降で、今回の基本方針で新たに追加された取組の内容を中心に紹介します（図2）。

（図2）

基本的な対応方向



（2）経営分析の活用

経営の安定のためには、生産コストの低減と生産性の向上が重要であり、それぞれの経営にとって何が必要かを把握した上で、合理的な経営判断ができる経営管理能力を高めていく必要があります。

そのためには、ベンチマーキング等の経営

診断の活用や、養豚の経営指導に関する知見を有する農場管理獣医師や経営アドバイザー等による外部評価の導入により、各農家の経営内容を客観的に評価し、改善点を見出すことが有効となります。

ベンチマーキングは、自農場の生産成績や財務成績について、自農場内での比較や経年変化の把握を行うとともに、ベンチマークに参加している他の農場と比較することで、全国の養豚農場の中での自農場の現在地を「見える化」することが可能となります。

養豚を対象とするベンチマークは、(一社)日本養豚開業獣医師協会(JASV)やJA、飼料メーカーなどで実施されており、(一社)日本養豚協会の調査によると、ベンチマークに加入している養豚農場は全国で約3割ですが、母豚頭数規模が大きい経営体ほど加入率が高くなる傾向がみられます(図3)。

また、JASVが2022年に実施したベンチマークの解析結果によると、ベンチマーク加入者上位25%層と農林水産省が公表している「肥育豚生産費」の1母豚当たり年間出荷頭数には8頭の差が生じています(図4)。

この差は、例えば母豚300頭規模の経営において、1頭当たりの販売額を仮に4.5万円とした場合、単純計算ではあるが、年間の売上額に約1億円の差が生じることになるこ

とから、このような「見える化」の取組の重要性を再確認することができます。

なお、ベンチマーク結果の分析と改善方策を講じるにあたっては、農場管理獣医師や経営アドバイザー等の専門家と相談しながら進めていくことが、より効果的です。

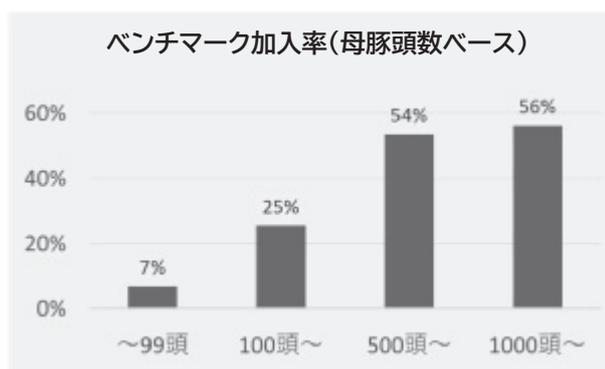
(3) 飼養衛生管理の高度化

高度な衛生管理により疾病をコントロールすることは、結果的に生産性が向上し、収益性の向上につながるという観点からも重要であり、前回の基本方針でも、オールイン・オールアウト方式やマルチサイト方式の導入が推奨されてきました。

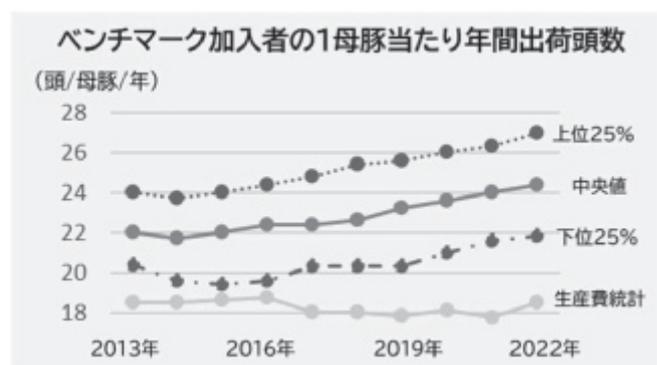
マルチサイト方式は、繁殖・肥育といった豚の成長過程に応じて農場を地域的に分散させる方式であり、繁殖サイトにおいてより厳重な防疫・衛生管理を集中して行うとともに、肥育サイトでは疾病リスクの管理ポイントを絞りこみ、生産性の改善と労働効率の向上に重点をおいた管理が可能になります。

また、オールイン・オールアウト方式については、交配、分娩、離乳を複数まとめて管理する「グループ生産システム」と組み合わせることで、中小規模農家でも取り組みやすくなり、子豚出荷後の豚舎や豚房のある部屋の洗浄・消毒を徹底することで疾病のコント

(図3)



(図4)



(図5)

グループ生産システム

母豚を複数のグループに分け、一定の間隔で交配・分娩・離乳を行う管理手法。

- ・中小規模農家でもオールイン・オールアウト方式がとりやすい。
- ・疾病の制御による生産成績向上が期待。
- ・従事者の休日確保にも有効。



(図6) 養豚におけるスマート農業関連機器の事例



(母豚群飼システム)

(体重推定機器)

(豚舎洗浄ロボット)

(自動環境制御装置)

ロールと成績の改善が期待できます。

また、グループ生産システムは種付けや子豚移動の作業が数週間に一度に集約されるため、作業従事者の休日の確保にも有効です(図5)。

合わせて、スマート農業技術の導入による、母豚の発情発見や肥育豚の出荷適期の把握等の作業の省力化を図ることとしていますが、こういった効率的な生産システムやスマート農業技術の導入は、中小規模経営の生産性向上にも適しており、わが国養豚農業の生産基盤を維持していく上でも重要です(図6)。

なお、養豚経営における施設整備に活用できる補助事業である「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)」では、令和6年度補正予算から、地域の平均規模以上に規模拡大する要件の廃止や2カ年

にわたる事業計画の採択を可能にするなどの見直しを行っており、例えば、労働力や土地の関係で飼養規模の拡大が難しい中小規模経営が、既存の畜舎の改修により投資額を抑えながら計画的にグループシステムを導入したい、といった場合にも活用しやすくなっています。

(4) 豚の排せつ物の処理の高度化と利用促進

豚の排せつ物処理については、これまで悪臭や水質汚濁などの畜産環境問題の発生防止が重要な課題となっていました。近年では、これに加えて、家畜排せつ物に由来するメタンや一酸化二窒素といった温室効果ガスの排出削減に向けた動きが出てきています。

温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、民間での資金による取引を可能とするJ-クレジット制度にお

いては、堆積型発酵から攪拌機による強制発酵にするなどの排せつ物の管理方法の変更やアミノ酸バランス改善飼料の給与手法が方法論として規定されていることから、養豚においても同制度の活用が可能です（図7）。

また、肥料価格が上昇する中、家畜排せつ物を国内肥料資源として有効活用する重要性が増す中で、堆肥の高品質化を進めるとともに、利便性・輸送性に優れたペレット化の取組を進めることにより、耕畜連携を推進していくこととしています（図8）。

（5）豚の伝染性疾病の発生予防と養豚農業の経営に及ぼす影響の緩和

基本方針の「5 豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和に関する事項」は、平成30年に国内で26年ぶりに発生した豚熱とアジア全域に感染が拡大しているアフリカ豚熱の侵入リスクの高まり等を受け、令和2年4月に養豚農業振興法が改正された際に、基

本方針に定める事項として追加されたものです。

前回の基本方針においても、飼養衛生管理基準の遵守と高度な衛生管理手法の導入等については記載されていましたが、豚熱やアフリカ豚熱への対応を踏まえ、水際対策や野生動物対策に加え、農場内の人・物・家畜等の動線を分けて別々の農場として管理することで疾病発生時に殺処分の範囲を限定する「農場分割」の記載を追加しました（図9）。

また、地域における家畜の診療や飼養衛生管理の指導を担う産業動物獣医師の確保・育成や遠隔診療の導入等、獣医療の提供体制の整備を推進することとしています。

（6）持続可能性に配慮した生産方法の導入

平成27年の国連サミットにおける「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択以降、SDGsへの関心は世界的に高まっており、養豚農業においても生産活動の持続性を確保するため、持続可能性に配慮した生産の取組強化が

（図7）アミノ酸バランス改善飼料の給餌



（図8）豚ふんペレット堆肥



（図9）飼養衛生管理基準の遵守



必要となっています。

このためには、食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う「GAP」の取組が有効です。

GAPを実施する上で必要となる取組は、本基本方針で示している取組と重なるものも多く、GAPに取り組むことで、生産管理の改善を通じた生産効率の向上や人材の育成・確保、家畜衛生面での改善効果も期待できます。

(7) 物流問題への対応

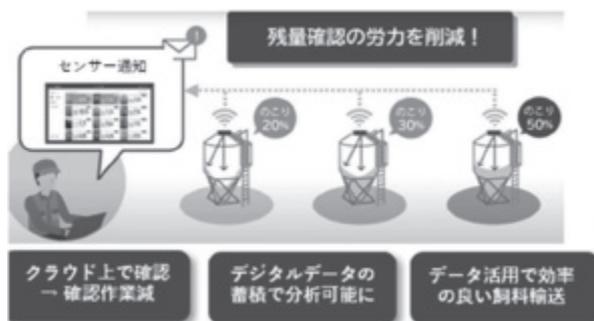
トラック輸送の担い手の減少といわれる「物流の2024年問題」と呼ばれるトラックドライバーの時間外労働の上限規制の導入等、物流分野における課題が深刻化しています。養豚においても、引き続き産地処理の推進による生体の輸送距離の短縮等に取り組むことが必要です。

また、飼料輸送については、特殊車両（バルク車等）を使用することや、農場に設置されている配合飼料タンクへの飼料充填には高所作業を伴うこと、配合飼料タンク内の在庫確認等の附帯業務を伴うなど、ドライバーの作業負担が大きいこと等の課題があることから、飼料タンク蓋遠隔開閉装置やセンサーによる在庫管理の導入等、高所作業や突発的な発注・配送業務の削減等の飼料輸送の合理化に向けて、関係者が一体となった取組が求められます（図10・11）。

(図10) 飼料タンク蓋遠隔開閉装置



(図11) センサーによる在庫管理



おわりに

本稿では、基本方針のうち、新たに追加された点を中心に説明しましたが、農林水産省のホームページでは、基本方針の本文やポイントを説明したパンフレット等を掲載していますので、ぜひご覧ください。

(https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/tikusan_sogo/yoton_nogyu_kihonhosin.html)



(筆者：農林水産省畜産局企画課 課長補佐 竹本 賢一)

中央畜産会からのお知らせ

農場HACCP様式集

— 令和7年版 —



家畜伝染病の予防と畜産物の安全の確保は、畜産物の生産を行う上で極めて重要な課題です。

中央畜産会は、農場 HACCP に取り組む関係者の養成を図るため、農場での構築指導を担う農業指導員を養成する農場指導員養成研修を実施し、令和7年3月までの受講者は4,981名となっています。

また、令和7年4月時点では462農場が農場 HACCP 認証を取得しており、これまでの認証取得支援および認証審査を通じて多くのノウハウが蓄積されてきました。

そして今般、農場 HACCP 認証基準の一部改正（令和4年7月）やこれまでに蓄積されたノウハウを通じ、農場 HACCP の文書・記録に関する様式集を改訂しました。

本書は、これから農場 HACCP の構築を目指す畜産農場等関係者の皆さまの参考としてご活用いただける1冊です。

価格
4,950円
(税込)
※送料別

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部（情報）

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2 ディアアイシービル 9階

TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

FAX 03-5289-0890

（農場HACCP様式集 — 令和7年版 — 申込書）

氏名・団体名: _____ (担当者: _____)

送付先住所: 〒 _____

TEL: _____ FAX: _____

必要書類: 請求書・納品書・見積書 請求日付: 有・無

請求書宛名: 個人・会社（団体）・その他 (_____) 購入冊数: _____ 冊

2 行政の窓

新たな家畜及び鶏の改良増殖目標について①

農林水産省畜産局畜産振興課

はじめに

家畜改良増殖目標は、家畜の改良増殖を計画的に行うことを通じ、畜産の振興を図ることを目的として、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第3条の2に基づき、おおむね5年ごとに家畜（牛、豚、馬、めん羊、山羊）の能力、体型、頭数等に関して10年後の目標を定めることとされています。本年4月に公表された第12次目標では、令和17年度の目標を定めています^{（注1）}。

今回、新たな目標を検討するに当たり、家畜改良の専門家を始め、畜産経営や流通・販売・消費等に関する有識者による畜種ごとの研究会を設置し、技術的見地に加えさまざまな視点から議論を重ね、さらに食料・農業・農村政策審議会畜産部会での審議を経て、本目標を取りまとめました。

上記の議論を通じて、特に、生産性を高めつつわが国の飼養環境に合わせた改良を進める必要性に加え、わが国の食料安全保障の観点から国内での家畜改良の基となる種畜の確保とその改良の推進、改良した家畜の能力を十分に発揮させるための飼養管理技術の向上、流通段階も含め「食卓（消費者）」からの多様なニーズに対応できるよう特色ある畜産物の生産と関連する情報の提供等の重要性

等について指摘されました。

以上のような視点に立ち、本目標では、5年後10年後の方向性として、多様な消費者ニーズに対応した、農場から食卓までを支える「強み」のある「家畜づくり」を目指すこととしました。

（注1）鶏の改良増殖目標については、家畜改良増殖法に規定されていませんが、家畜改良増殖目標と同様に、「食料・農業・農村政策審議会」に諮問し、家畜改良増殖目標に準じて定めました。ただし、鶏は他の畜種に比べライフサイクルが短く改良の効果が現れるスピードが速いことから、目標年度は他の畜種の10年後とは異なり、5年後の令和12年度としています。

新たな家畜及び鶏の改良増殖目標の要約

今月号より畜種別に、特に重点を置いて改良増殖を推進していく事例や、前回の目標から大きく変更があった事項について、その背景となっている情勢とともに説明します。

主なものとしては、①乳用牛については、長命連産性の向上のため疾病抵抗性の評価を開始することや、日本の飼養環境に適した改良を推進するために暑熱耐性の評価方法の改

善、飼料利用性等の新たな評価の検討などを行うこと、②肉用牛については、多様な消費者ニーズに対応するため、オレイン酸等の食味の向上に重点を置いた改良・研究等を推進することや、食味、繁殖性、飼料利用性等の新たな改良形質に着目した改良の推進により、遺伝的多様性を確保すること、③豚については、消費者ニーズに対応するため、脂肪交雑の増進等による食味の向上を図り、海外産豚肉との差別化を推進することや、肢蹄に関する評価指標の改良現場での活用の推進、④鶏については、卵用鶏においては長期にわたり高い産卵性を維持する改良を推進すること、肉用鶏においては生産コストを低減するため、飼料要求率と育成率の改良を推進すること、国産鶏種（地鶏等）においては特色ある品質を保持しつつ、生産コストの低減を推進すること、⑤馬については、生産基盤強化のため、優良な種雄馬及び繁殖雌馬の確保と適切な利用に加え、家畜人工授精技術・受精卵移植技術の改善、普及等を推進すること、⑥めん羊・山羊については、優良な種畜を確保するため、家畜人工授精技術等を利用した能力の高い種畜の生産及びその供給を推進すること、が挙げられます。

畜種別のポイント

家畜改良増殖目標は、畜種別に「①能力に関する改良目標、②体型に関する改良目標、③能力向上に資する取組」に分類される改良目標と、需要動向に合わせて家畜の飼養頭羽数を定める増殖目標を示しています。本稿では畜種別に、特に重点を置いて改良増殖を推進していく事項や、前回の目標から大きく変更があった事項について、その背景となって

いる情勢とともに説明します。

(1) 乳用牛

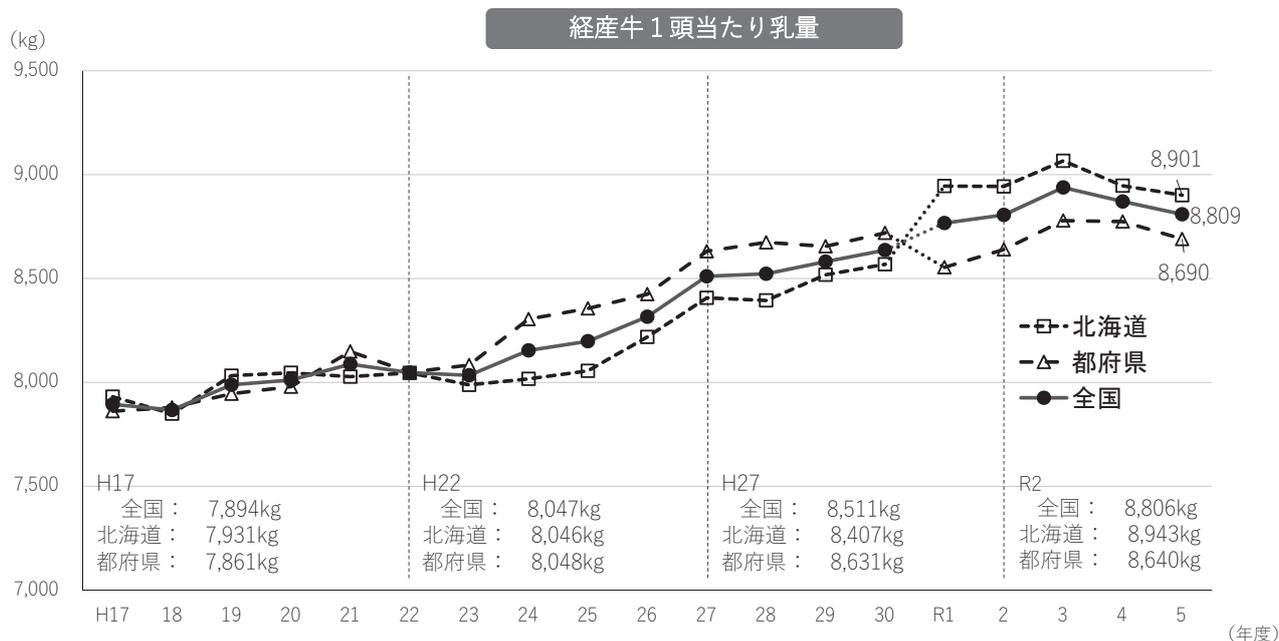
わが国の乳用牛は、わが国独自の総合指数（NTP）^(注2)を基本とした改良を行っています。これまで主に改良の成果により、乳用牛1頭当たりの乳量は年々増加傾向にありますが、供用期間の短縮や受胎率の低下といった課題があります（図1～3）。そのため、今後、疾病抵抗性^(注3)に係る評価の開始とNTPに疾病抵抗性等を新たに加えることにより、長命連産性の改良を引き続き促進することを目標に盛り込んでいます。

近年では、輸入精液の利用割合が増加傾向にありますが、海外で高い能力を発揮されると評価される乳用牛は、その国のニーズと環境に適合して能力が発揮されるよう改良されており、日本のような高温多湿な環境下で同じような能力が発揮できるとは限りません。また、精液は生乳生産に不可欠な物資であるため、海外の遺伝資源に依存しすぎることなく、能力向上を図りながら、国内で安定的な供給体制を維持・強化していくことは非常に重要です。このため、わが国の環境下で評価された遺伝的能力が高い国産種雄牛の精液の利用が図られるよう、今後とも、NTPに基づく総合的に遺伝的能力が高い国産種雄牛の作出・利用を推進する必要があります。

さらに、日本の飼養環境により適した乳用牛への改良を推進するため、暑熱耐性などの評価方法の改善を検討するとともに、飼料利用性等の新たな評価形質の導入を検討することとしています。一つづくー

(注2) 総合指数（NTP：Nippon Total Profit Index）
とは、泌乳能力と体型をバランス良く改良する

(図1) 経産牛1頭当たり乳量の推移



資料：農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」より推計
 注1：令和2年から統計手法が変更されたため、H30年度とR1年度は接続しない。
 注3：1頭当たり乳量は「当年度生乳生産量÷当年と翌年の経産牛頭数の平均」から算出しており、R1年の1頭当たり乳量はH31年の参考値とR2年の経産牛頭数の平均を用いている。

(図2) 平均除籍産次(産)の推移

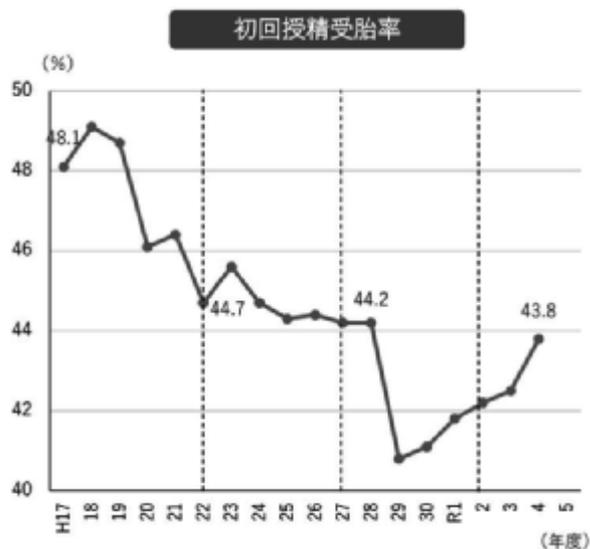


資料：(一社)家畜改良事業団「乳用牛群能力検定成績のまとめ」

ことで、長期間着実に供用できる経済性の高い乳用牛を作出するための指数。

(注3) 子宮内膜炎などの生殖器、乳熱、胎盤停滞、産褥熱などの妊娠分娩後疾患、乳房炎、ケトosis等の酪農経営に大きく影響する代謝病に

(図3) 初回授精受胎率の推移



資料：(一社)家畜改良事業団調べ

関する形質。

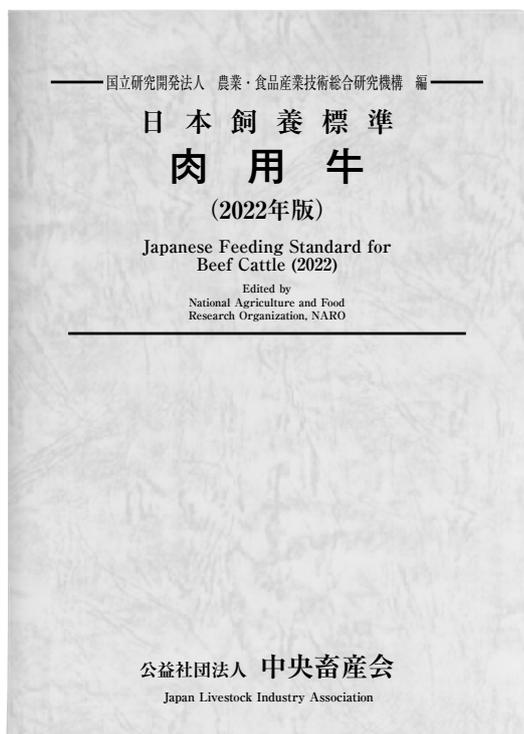
(筆者：農林水産省畜産局畜産振興課 畜産技術室 室長 和田 剛)

●中央畜産会からのお知らせ●

日本飼養標準・肉用牛
— (2022年版) —

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 編

A4判304ページ 養分要求量算出・飼料設計診断プログラム付き



価格：定価4,400円(税込・送料別)

日本飼養標準は、わが国で飼養されている家畜・家禽の成長過程や生産性などに応じた適正な養分要求量を示したもので、わが国における家畜飼養管理の基本であり、生産現場をはじめ行政、普及、教育等の分野で幅広く活用されています。

「日本飼養標準・肉用牛」は前回改訂された2008年以降、国内外での新たな研究成果が得られ、畜産物需要の拡大に対応するため増頭・増産、牛肉の輸出拡大を反映した肉用牛の新たな飼養管理システムが模索されています。また、輸入飼料価格の高騰に伴い、飼料自給率向上への取り組みが一層求められています。

今般、これらの情勢の変化に対応するために「日本飼養標準・肉用牛」を14年ぶりに改訂しました。肉用牛経営者や支援・指導者必携の1冊です。

改訂の主な内容

- 肥育終了時体重の大型化に対応したエネルギーや蛋白質の養分要求量の見直し
- 現在の牛に対応した乾物摂取量推定式の見直し
- 自給飼料の利用拡大を図るために、肥育経営における自給粗飼料、自給濃厚飼料および製造副産物の飼料利用に関する解説の拡充
- 環境負荷物質の低減を考慮し、ふん尿、窒素および無機物排せつ量の低減やメタン抑制に関する解説の充実
- 肉用牛生産の低コスト化に向け肥育期間短縮に関する解説
- 放牧牛の養分要求量の基礎的知見の見直し
- 技術的な変化が著しい哺育期の飼養管理について新たな知見の紹介
- 養分要求量の計算ソフトと飼料成分表のバージョンアップ

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9階
TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlia.jp

畜産リノベ資金

(旧 畜特資金)

長期・低利の借換資金と経営改善指導を組み合わせること、効果的な経営改善を図る制度資金です

早期の借入で
経営再建に成功!



畜産リノベ資金はこんな資金です

ポイント
01

毎年の返済・金利負担を軽減し、資金繰りに余裕ができます!

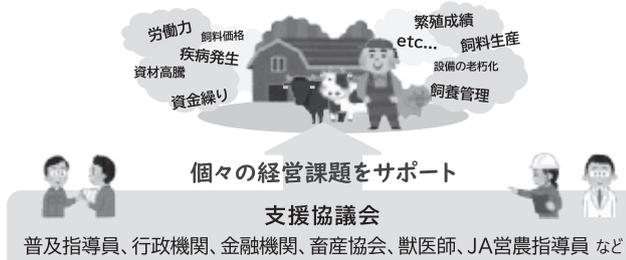
畜産経営における借入金のうち、毎年の返済金額の不足分を限度額として、長期・低利で借換を行うことができる制度資金です。

償還期限	酪農・肉用牛：25年以内（うち据置期間5年以内） 養豚：15年以内（うち据置期間5年以内）
貸付金利	1.70%（令和7年3月19日現在） 最新の金利は、金融機関にご相談ください。

ポイント
02

地域の専門家が一体的に経営改善をサポートします!

借入金の借換に加え、個々の経営の課題に対し、畜産協会、金融機関、JA営農指導員、普及指導員、家畜保健衛生所、農業共済獣医師、行政機関からなる支援協議会が一体的に経営改善をサポートし、効果的な経営改善に取り組むことができます。



ポイント
03

この資金を活用後、地域の優良経営体となった事例も!

本資金を活用した経営体の多くは経営を継続しており、優良経営体として表彰を受けた経営体も出ています。

(公社)中央畜産会 令和5年度全国優良畜産経営管理技術発表会

【優秀賞・農林水産省畜産局長賞】

北海道 有限会社福田農場

『経営中止の危機からの逆転 一土づくりが生む絶品「美蘭牛 福姫」一』

資料PDF： https://jlia.lin.gr.jp/business/superior/23prize/05_r5_fukuda.pdf

受賞者の
資料はこちら



まずは、地域の農協等金融機関、普及指導員、畜産協会、自治体にご相談を!!

令和7年度緊急対策

酪肉支援資金

(酪農・肉用牛担い手緊急支援資金)

3年分の償還額を長期・低利で借換えることによる償還負担の軽減と、経営環境の変化への対応をサポートする制度資金です

3年分の借換で
キャッシュフローを
確保



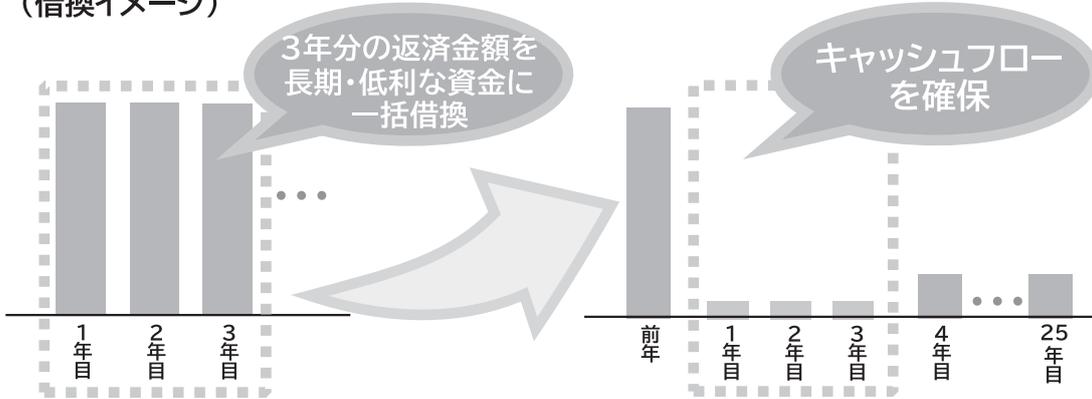
酪肉支援資金はこんな資金です

ポイント 3年分の返済金額を借換えることで、負担軽減効果を高めます

酪農・肉用牛経営における
3年分の返済金額を限度額として、
長期・低利で借換を行うことができ
る制度資金です。

対象	酪農経営・肉用牛経営
限度額	3年分の返済金額
償還期限	25年以内(うち据置期間5年以内)
貸付金利	1.90%程度(貸付時の金利を適用) 最新の金利は、金融機関にご照会ください。
貸付予定日	令和7年5月末、8月末、11月末、令和8年2月末

(借換イメージ)



経営環境の変化への対応をサポートします

持続可能な経営に向けた経営構造の見直しに対し、畜産協会、金融機関、JA営農指導員、普及指導員、家畜保健衛生所、農業共済獣医師等がサポートします。



まずは、地域の農協等金融機関、普及指導員、畜産協会、自治体にご相談を!!



alic 農畜産機構

中央畜産会
JAPAN LIVESTOCK
INDUSTRY ASSOCIATION

畜産映像情報

がんばる! 畜産! 8



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

今、畜産業は担い手不足や国際化の進展など、大きな変化の局面にあります。そんな中、飼料を自ら生産したり、省力化を図ったりと、さまざまな工夫で素晴らしい経営を行っている生産者がたくさんいます。

このサイトでは、そうした各地の優れた畜産経営や、後継者の活躍、おいしくて安全な畜産物を消費者の方々に届けるまでを映像で紹介します。

この映像情報を生産者の方のもとより消費者の方々と共有することで、元気で健全な畜産の発展につなげることを目指しています。



なるほど! 畜産現場

このコンテンツでは、畜産物ができるまでや、現場を支える職人たち、馬事文化などあまり知られていない様々な畜産現場を紹介します。

●配信中の内容●

総集編 思いが繋ぐ畜産の未来／総集編 畜産DX 2023／明るい未来へ向けて畜産DXの取り組み／東北一の酪農郷葛巻町の酪農に迫る ほか

畜産トレンド発見!

このコンテンツでは、生産現場での省力化技術や、飼料用米やエコフィードなどの活用による飼料コスト削減など、「技術」に着目して各地の事例を紹介します。

●配信中の内容●

天皇杯受賞等から見る畜産優良経営／乳用牛改良の取り組み／地域ぐるみで国産飼料生産!／令和5年度全国優良畜産経営管理技術発表会 ほか

グリーンチャンネル
でも放送中

--- 放送日 ---
毎週月～金曜日
朝7時～

「がんばる! 畜産! 8」

URL : <https://jlia.lin.gr.jp/ganbaruchikusan/>

(お問合せ先)

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

TEL : 03-6206-0846 FAX : 03-5289-0890



3 農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和7年4・5・6月分〕

令和7年4・5・6月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価（確定値）を表1および表2のとおり公表しました。

また、令和7年4・5・6月に販売された交付対象牛に適用する同要綱第4の8の精算払いの額については、表1の確定値により算出された交付金の額と概算払の額との差額となります。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払および確定値）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和7年4月 確定値(概算払) ^{※1}	令和7年5月 確定値(概算払) ^{※1}	令和7年6月 確定値		令和7年4月 確定値(概算払) ^{※1}	令和7年5月 確定値(概算払) ^{※1}	令和7年6月 確定値
北海道	22,460.4円 (15,618.8円)	19,521.9円 (12,363.5円)	75,205.8円	新潟県	—	—	—
青森県	—	—	22,190.4円	富山県	—	—	—
岩手県	—	—	2,184.3円	石川県	—	—	—
宮城県	—	—	27,218.7円	福井県	—	—	—
秋田県	—	—	—	岐阜県 ^{※2}	—	—	—
山形県	—	—	—	愛知県	—	—	—
福島県	267.3円 —	18,445.5円 (11,287.1円)	56,175.3円	三重県	—	—	—
茨城県	—	—	22,367.7円	滋賀県	—	—	—
栃木県	—	—	28,027.8円	京都府	—	—	—
群馬県	—	5,535.9円 —	43,715.7円	大阪府	—	—	—
埼玉県	—	—	22,285.8円	兵庫県 ^{※2}	—	—	—
千葉県	—	—	6,288.3円	奈良県	—	—	—
東京都	—	—	14,742.9円	和歌山県	—	—	—
神奈川県	—	—	12,071.7円	鳥取県	—	—	9,244.8円
山梨県	—	—	5,672.7円	島根県	—	—	—
長野県	—	—	8,124.3円	岡山県	—	—	—
静岡県	—	—	—	広島県	—	—	—

(つづく)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和7年4月 確定値(概算払) ^{※1}	令和7年5月 確定値(概算払) ^{※1}	令和7年6月 確定値		令和7年4月 確定値(概算払) ^{※1}	令和7年5月 確定値(概算払) ^{※1}	令和7年6月 確定値
山口県	—	—	—	長崎県	—	—	—
徳島県	—	—	—	熊本県	—	—	—
香川県	—	—	1,946.7円	大分県	—	—	—
愛媛県	—	—	—	宮崎県	—	—	—
高知県	—	—	—	鹿児島県	—	—	—
福岡県	—	—	—	沖縄県	—	—	—
佐賀県	—	—	—				

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価

	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和7年4月確定値(概算払) ^{※1}	令和7年5月確定値(概算払) ^{※1}	令和7年6月確定値
交雑種	—円(—円)	—円(—円)	6,866.1円
乳用種	21,422.7円(14,475.8円)	29,549.7円(22,460.6円)	27,264.6円

※1 表中の令和7年4月及び5月の肉用牛1頭当たりの標準的生産費及び肉用牛1頭当たりの交付金単価は、上段に確定値、下段()内に概算払時の公表値を表示しています。

・肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)：

配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の支払がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額

・肉用牛1頭当たりの交付金単価(確定値)：

労務費の直近の動向の反映に加え、同制度における価格差補填の支払があった場合、その額を反映した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(確定値)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額

※2 ※2を付した県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、4・5・6月分は岐阜県、兵庫県において、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)〔令和7年度第1四半期〕

令和7年4月から6月までの算出期間(令和7年度第1四半期)における、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(1)の規定により算出した標準的販売価格および同(2)の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、その交付はありません。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価

算出期間	令和7年4月から令和7年6月まで
肉豚1頭当たりの標準的販売価格	47,635円/頭
肉豚1頭当たりの標準的生産費	44,451円/頭
肉豚1頭当たりの交付金単価 [※]	—(交付なし)

※ 肉豚1頭当たりの交付金単価は、肉豚1頭当たりの標準的生産費と肉豚1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額です。